

平成28年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,095,642千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,447,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		1,408	658	2,066
	1 一般会計 繰入金	1,408	658	2,066
2 繰越金		1,313,281	△ 14,519	1,298,762
	1 繰越金	1,313,281	△ 14,519	1,298,762
3 諸収入		1,765,525	△ 695,781	1,069,744
	1 貸付金 元利収入	1,763,125	△ 697,392	1,065,733
	2 雑入	2,400	1,611	4,011
4 県債		23,463,000	△ 1,386,000	22,077,000
	1 県債	23,463,000	△ 1,386,000	22,077,000
歳入合計		26,543,214	△ 2,095,642	24,447,572

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		24,249,866	△ 1,405,353	22,844,513
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	24,249,866	△ 1,405,353	22,844,513
2 公 債 費		1,246,845	△ 470,507	776,338
	1 公 債 費	1,246,845	△ 470,507	776,338
3 諸 支 出 金		1,046,503	△ 219,782	826,721
	1 繰 出 金	1,046,503	△ 219,782	826,721
歳 出 合 計		26,543,214	△ 2,095,642	24,447,572

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	千円	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借入れ	無 利 子	据置期間を 含め25年以内 年賦元金均 等償還又は満 期一括償還	千円	(補 正 前 に 同 じ)		
	23,463,000				22,077,000			

平成28年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,793,000	△ 126,497	2,666,503
	1 証紙収入	2,793,000	△ 126,497	2,666,503
2 繰越金		207,000	26,497	233,497
	1 繰越金	207,000	26,497	233,497
歳 入 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000	△ 100,000	2,900,000
	1 繰出金	3,000,000	△ 100,000	2,900,000
歳 出 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,878千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		159,874	32	159,906
	1 財産運用収入	175	32	207
歳 入 合 計		257,846	32	257,878

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		257,846	32	257,878
	1 高等学校費	257,846	32	257,878
歳 出 合 計		257,846	32	257,878

平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,058千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,504,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	677,200	14,708	691,908
	1 使用料	677,200	14,708	691,908
2	繰入金	1,182,728	△ 61,766	1,120,962
	1 一般会計繰入金	1,182,728	△ 61,766	1,120,962
歳入合計		4,551,119	△ 47,058	4,504,061

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,843,335	△ 34,746	1,808,589
	1 港 湾 費	1,843,335	△ 34,746	1,808,589
2 公 債 費		2,603,007	△ 12,312	2,590,695
	1 公 債 費	2,603,007	△ 12,312	2,590,695
歳 出 合 計		4,551,119	△ 47,058	4,504,061

第2表 繰越明許費補正
変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		996,000	1,334,640
	1 港 湾 費	996,000	1,334,640
合 計		996,000	1,334,640

第 3 表 債務負担行為補正 変 更						
補 正 前			補 正 後			
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額	
庁舎等管理業務	平成29年度 ～平成33年度	千円 67,236	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成33年度	千円 81,312	
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	63,782 854 862 869 869		年次別内訳 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	77,858 854 862 869 869	

平成 2 8 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 2 8 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 226,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		9,847	△ 1,569	8,278
	1 財産運用収入	9,847	△ 1,569	8,278
2 繰入金		48,330	△ 375	47,955
	1 基金繰入金	48,330	△ 375	47,955
3 繰越金		172,601	△ 2,125	170,476
	1 繰越金	172,601	△ 2,125	170,476
歳 入 合 計		230,778	△ 4,069	226,709

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		80,778	△ 4,069	76,709
	1 港湾費	80,778	△ 4,069	76,709
歳 出 合 計		230,778	△ 4,069	226,709

平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,765千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,470,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		331,290	△ 45,833	285,457
	1 繰越金	331,290	△ 45,833	285,457
2 諸収入		982,706	△ 9,932	972,774
	1 貸付金 元利収入	982,706	△ 9,932	972,774
歳 入 合 計		1,525,820	△ 55,765	1,470,055

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		1,525,820	△ 55,765	1,470,055
	1 育英資金	1,525,820	△ 55,765	1,470,055
歳 出 合 計		1,525,820	△ 55,765	1,470,055

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成29年度	千円 1,091

平成28年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387,525千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,516,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		996	△ 563	433
	1 一般会計 繰入金	996	△ 563	433
2 繰越金		401,685	△ 235,665	166,020
	1 繰越金	401,685	△ 235,665	166,020
3 諸収入		1,021,537	△ 6,297	1,015,240
	1 貸付金 元利収入	1,021,537	△ 6,297	1,015,240
4 県債		480,000	△ 145,000	335,000
	1 県債	480,000	△ 145,000	335,000
歳入合計		1,904,218	△ 387,525	1,516,693

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		1,373,958	△ 532,505	841,453
	1 林 業 改 善 資 金	1,373,958	△ 532,505	841,453
2 公 債 費		480,130	△ 130	480,000
	1 公 債 費	480,130	△ 130	480,000
3 諸 支 出 金		50,130	145,110	195,240
	1 繰 出 金	50,130	145,110	195,240
歳 出 合 計		1,904,218	△ 387,525	1,516,693

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
木材産業等 高度化推進資金 貸付金	千円 480,000	農林漁業信用 基金貸付金の 借入れ	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め5年以内 満期一括償 還	千円 335,000				(補 正 前 に 同 じ)

平成28年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,011千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		1,095	△ 649	446
	1 一般会計 繰 入 金	1,095	△ 649	446
2 繰 越 金		41,187	△ 39,423	1,764
	1 繰 越 金	41,187	△ 39,423	1,764
3 諸 収 入		114,655	△ 14,854	99,801
	1 貸 付 金 元 利 収 入	114,655	△ 14,854	99,801
歳 入 合 計		156,937	△ 54,926	102,011

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		156,937	△ 54,926	102,011
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	156,937	△ 54,926	102,011
歳 出 合 計		156,937	△ 54,926	102,011

平成28年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128,501千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,249千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		272,185	△ 128,501	143,684
	1 繰 越 金	272,185	△ 128,501	143,684
歳 入 合 計		422,750	△ 128,501	294,249

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		300,249	△ 100,000	200,249
	1 市町村振興 資 金	300,249	△ 100,000	200,249
2 諸支出金		122,501	△ 28,501	94,000
	1 繰 出 金	122,501	△ 28,501	94,000
歳 出 合 計		422,750	△ 128,501	294,249

平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ277,314千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,774,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負 担 金	1,804,118	△ 44,621	1,759,497
	1 負 担 金	1,804,118	△ 44,621	1,759,497
2	国庫支出金	348,000	△ 99,000	249,000
	1 国庫補助金	328,000	△ 99,000	229,000
3	繰 入 金	369,235	△ 5,731	363,504
	1 一 般 会 計 繰 入 金	369,235	△ 5,731	363,504
4	繰 越 金	90,036	△ 23,962	66,074
	1 繰 越 金	90,036	△ 23,962	66,074
5	県 債	436,400	△ 104,000	332,400
	1 県 債	436,400	△ 104,000	332,400
歳 入 合 計		3,051,509	△ 277,314	2,774,195

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,226,368	△ 217,303	2,009,065
	1 流 域 下 水 道 費	2,226,368	△ 217,303	2,009,065
2 災 害 復 旧 費		103,000	△ 54,000	49,000
	1 流 域 下 水 道 災 害 復 旧 費	103,000	△ 54,000	49,000
3 公 債 費		715,076	△ 6,011	709,065
	1 公 債 費	715,076	△ 6,011	709,065
歳 出 合 計		3,051,509	△ 277,314	2,774,195

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 125,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 101,000	(補 正 前 に 同 じ)		
球磨川上流 流域下水道 事業費	40,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	22,000			
八代北部 流域下水道 事業費	120,000	証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	112,000			
八代北部 流域下水道 災害復旧事業費	83,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			29,000			
計	368,000				264,000			

平成28年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）
 平成28年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第2号）
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,159,079千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		36,442	127,077	163,519
	1 財産売払収入		127,077	127,077
2 繰越金		62,830	△ 270	62,560
	1 繰越金	62,830	△ 270	62,560
歳 入 合 計		1,032,272	126,807	1,159,079

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		941,355	△ 270	941,085
	1 公 債 費	941,355	△ 270	941,085
2 諸 支 出 金		23,729	127,077	150,806
	1 繰 出 金	23,729	127,077	150,806
歳 出 合 計		1,032,272	126,807	1,159,079

平成28年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,534千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,328,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	水俣湾堆積汚泥処理事業費	641,581	4,306	645,887
	1 分担金及び負担金	641,581	4,306	645,887
2	チッソ費	2,968,924	16,286	2,985,210
	1 諸収入	2,968,924	16,286	2,985,210
3	支援措置費	4,697,625	△ 33,126	4,664,499
	1 国庫支出金	2,848,629	△ 20,592	2,828,037
	2 繰入金	1,138,996	△ 7,534	1,131,462
	3 県債	710,000	△ 5,000	705,000
	歳入合計	9,340,861	△ 12,534	9,328,327

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		814,119		814,119
	1 公債費	814,119		814,119
2 チ貸ッソ付費		5,645,015		5,645,015
	1 公債費	5,645,015		5,645,015
3 支援措置費		1,848,996	△ 12,534	1,836,462
	1 環境費	710,000	△ 5,000	705,000
	2 公債費	1,138,996	△ 7,534	1,131,462
歳 出 合 計		9,340,861	△ 12,534	9,328,327

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 710,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 705,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成28年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ645,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,974,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		516,009	56,863	572,872
	1 財産運用収入	516,009	56,863	572,872
2 繰入金		68,046,500	△ 702,710	67,343,790
	1 一般会計繰入金	42,009,500	△ 702,710	41,306,790
歳 入 合 計		120,620,579	△ 645,847	119,974,732

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		120,620,579	△ 645,847	119,974,732
	1 公 債 費	120,620,579	△ 645,847	119,974,732
歳 出 合 計		120,620,579	△ 645,847	119,974,732

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成29年度	千円 173

平成28年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成28年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 事業収益	1,565,333千円	496千円	1,565,829千円
第2項 営業外収益	42,947千円	496千円	43,443千円
	支	出	
第1款 事業費	1,564,006千円	26,836千円	1,590,842千円
第1項 営業費用	1,412,616千円	26,836千円	1,439,452千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「802,406千円」を「802,193千円」に、「90,414千円」を「90,398千円」に、「711,992千円」を「711,795千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	987,642千円	211千円	987,853千円
第2項 荒瀬ダム関連			
交付金等	184,929千円	211千円	185,140千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,790,048千円	△2千円	1,790,046千円
第1項 建設改良費	1,355,520千円	△2千円	1,355,518千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	562,185千円	△5,247千円	556,938千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成29年度	千円 5,405
企業局所有施設等管理業務	平成29年度 ～平成31年度	37,135
	年次別内訳	
	平成29年度	17,572
	平成30年度	9,806
	平成31年度	9,757
情報処理関連業務	平成29年度	888
事務機器等賃借	平成29年度 ～平成33年度	1,420
	年次別内訳	
	平成29年度	837
	平成30年度	144
	平成31年度	145
	平成32年度	147
平成33年度	147	
荒瀬ダム撤去関連業務	平成29年度	40,000

平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成28年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,124,004千円	15,566千円	1,139,570千円
第2項 営業外収益	381,414千円	△510千円	380,904千円
第3項 特別利益	0千円	16,076千円	16,076千円
	支 出		
第1款 事業費	1,206,540千円	△3,638千円	1,202,902千円
第1項 営業費用	1,087,291千円	△24,455千円	1,062,836千円
第4項 特別損失	0千円	20,817千円	20,817千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「375,429千円」を「322,129千円」に、「339,084千円」を「285,784千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,758,538千円	0千円	1,758,538千円
第1項 長期借入金	861,625千円	△53,300千円	808,325千円
第3項 補助金	173,954千円	53,300千円	227,254千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,133,967千円	△53,300千円	2,080,667千円
第4項 会計内貸付金	218,000千円	△53,300千円	164,700千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第4条 予算第7条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のように改める。

（1）第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第4項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	65,959千円	△3,855千円	62,104千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成29年度 ～平成31年度	千円 3,562
	年次別内訳	
	平成29年度	1,200
	平成30年度	1,170
企業局所有施設等管理業務	平成29年度 ～平成31年度	27,319
	年次別内訳	
	平成29年度	12,886
	平成30年度	7,150
	平成31年度	7,283

平成28年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 平成28年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	118,317千円	△341千円	117,976千円
第2項 営業外収益	4,539千円	△341千円	4,198千円
	支	出	
第1款 事業費	108,521千円	△42,427千円	66,094千円
第1項 営業費用	102,521千円	△54,427千円	48,094千円
第4項 特別損失	0千円	12,000千円	12,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予算第6条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のように改める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第4項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	9,542千円	△4,127千円	5,415千円

平成 28 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 28 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 28 年度熊本県病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	1,611,780千円	57,147千円	1,668,927千円
第 1 項 医 業 収 益	824,348千円	57,147千円	881,495千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	1,609,560千円	42,903千円	1,652,463千円
第 1 項 医 業 費 用	1,535,287千円	42,903千円	1,578,190千円

(債務負担行為)

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 29 年度	千円 14,135
情報処理関連業務	平成 29 年度	7,156
事務機器等賃借	平成 29 年度	7

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	872,922千円	56,497千円	929,419千円